

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種計画

R3.6.18 変更

この計画は、国からファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンが必要量供給されることを前提として作成したものであり、今後ワクチンの供給量によって変更することがある。

1. 予防接種の目的

新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種は、新型コロナ感染症による死亡者や重症者の発生をできるだけ減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るため実施する。なお、新型コロナウイルスワクチン接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき特例的な臨時接種として実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く）が適用されることとなる。

2. 亀山市における接種方法

亀山市では集団接種と個別接種を併用して接種を実施し、令和3年10月末までに接種対象者のうち75%の接種を目指す。

（令和3年4月接種スタートを想定）

※医療従事者以外の接種率は、地域での疾病の流行を予防するための集団免疫を得るためには、60～70%の予防接種率が必要という考えから、当初は接種率を70%とした。しかし、75歳以上の高齢者の接種予約率が80%を超えたこと、また、今後の若年層の接種率が下がることを考慮し、75%に接種率を変更した。

（1）集団接種

実施日：月曜日から日曜日まで毎日実施予定

場 所：亀山市総合保健福祉センター「あいあい」

方 法：亀山医師会、三重大学、その他の医師及び鈴鹿亀山薬剤師会の協力を得て接種を実施

予 約：市が設置する予約専用ダイヤル、市HPからのウェブ、または限定的に設置する窓口にて予約受付

副反応への対応：経過観察中に重いアレルギー反応（アナフィラキシー）等の副反応を発症した場合は、救急時に対応するリーダー医師を会場内の接種医師の中からあらかじめ設定し、エピペン等の救急物品にて応急処置を行い、救急搬送を要請

（2）個別接種

実施日：市内の接種医療機関の定めた時間に実施予定

場 所：亀山市立医療センター及び市内の接種医療機関

方 法：市内の接種医療機関により実施

予 約：市が設置する予約専用ダイヤル、市HPからのウェブ、または限定的に設置する窓口にて予約受付

3. 接種対象者及び接種回数、接種費用

(1) 接種対象者

市内に居住する12歳以上の人（15歳以下の方は保護者の同意が必要）

原則・・・亀山市に住民票のある人

例外・・・医療従事者等、高齢者施設等の従事者

（申請が不要）入院・入所者、

基礎疾患がある人が主治医の下で接種する場合 等

（申請が必要）遠隔地へ下宿している学生、単身赴任者 等

(2) 接種回数

2回の接種が必要

1回目の接種の3週間後（21日後）に2回目の接種

(3) 接種費用 無料（全額公費負担）

◎想定する接種対象者

亀山市人口 約49,500人+500人(※3)=合計 約50,000人

合計50,000人-0歳～11歳人口5,500人=44,500人

項目	市の概数(人)	接種回数(回)
①医療従事者等	1,000	2,000
②高齢者施設等の入所・居住者 (※1)	800	1,600
高齢者施設等の従事者 (市内42施設)	900	1,800
③65歳以上の高齢者 (※1)	13,100	26,200
④基礎疾患がある人 (※2)	500	1,000
⑤高齢者に次ぐ優先接種を受ける者	1,700	3,400
⑥その他の人(60歳～64歳)	2,300	4,600
(16歳～59歳)	21,800	43,600
(12歳～15歳)	1,900	3,800
(住所地外接種)(※3)	500	1,000
⑦0歳～11歳(除外)	(5,500)	-
合計	44,500	89,000

※1 ②高齢者施設等の入所・居住者800人+③高齢者(65歳以上)13,100人
=市内65歳以上人口 約13,900人

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等を含む(R3.3.3 厚生労働省通知)

※2 ④基礎疾患がある人の人数は、国が示す算定方法(総人口の6.3%)で算出
重い精神疾患や知的障害のある人を追加する(R3.3.19 厚生労働省通知)

※3 長期入院、長期入所、単身赴任などの理由により亀山市に住民票が無いという
やむを得ない事情による場合

4. 接種順序

項目	接種方法
①医療従事者等	医療センターの医師・看護師により、医療センター及び市総合保健福祉センター「あいあい」での集団接種により実施する。
②高齢者施設等の入所・居住者及び高齢者施設等の従事者（居宅サービス事業所等の従事者を含む）	令和3年4月に入荷するワクチンがごく少量であること及びクラスター防止のため、特別養護老人ホームを中心に市内各高齢者施設等の入所・居住者及び高齢者施設等の従事者に対し優先的に接種を行う。
③65歳以上の高齢者	順次入荷するワクチンにて、個別接種と集団接種を併用して接種を行う。（市主催以外の接種機会も利用）
④基礎疾患がある人	
⑤高齢者に次ぐ優先接種を受ける者	
⑥その他の人	

※基礎疾患がある人は、その旨を市に申告し、市はその人の接種券を⑥の最初に送付する区分と同時に送付するが、予約については、⑥より少し優先権を与える。なお、その後に申告のあった人については、随時送付する。

※その他優先接種を受ける者

□透析施設の透析患者

市内唯一の市立医療センターの透析施設については、万ークラスターが発生した場合、患者の生死にかかわることから、優先接種を行う。

※高齢者に次ぐ優先接種を受ける者

- (1) 保育園・幼稚園・認定こども園の従事者
- (2) 児童養護・福祉施設の従事者
- (3) 通所・居宅サービス事業所の従事者
- (4) 認定介護員
- (5) 放課後児童クラブの指導員
- (6) 社会福祉協議会等において災害時の要援護者の支援に携わる者
- (7) 小中学校・高等学校の従事者
- (8) 給食センターの従事者

なお、県指針では、高齢者に次ぐ接種順位者である「基礎疾患を有する人等の接種の機会が損なわれない範囲で」とあるように、基礎疾患を有する人等の次に優先接種すべきであると位置づける。

【接種方法】

(1) 市主催以外の接種機会での接種

今般、県主催の三重大学での大規模接種会場(ワクチン:モデルナ)において、空き枠(1回目:6月、2回目:7月)があるとのことで、急遽保育園・放課後児童クラブ・小中学校・幼稚園の従事者・指導員に希望を募り、約800人分を申し込み、それが認められた。

(2) 残る人について

現行の集団接種(場所:あいあい)とは別に、市が医療センターに依頼し、夏休期間中に集団接種にて行う。従って、接種予約については、市の予約システムとは別に行う。

ただし、6月18日に発送の「基礎疾患を有する人+55~64歳」に該当する人はそちらで接種する。

5. 接種に要する期間

(1) 集団接種

1班の体制: 医師 1人 看護師 1人

共通体制 : 受付 5~7人 保健師問診 1人 健康観察 1人(看護師)

看護師 3~4人(ワクチン希釈・吸上げ) 事務、誘導等 7~10人

計 19~29人

接種時間 : 1日当たり午前、午後、夜間の3つの時間帯に区切って実施

※集団接種を実施する医師ごとに時間を区切る

班体制 : 時間帯ごとに主に2班体制(※日によっては3班体制)

接種回数 : 1週間で1,700回程度、1か月で7,300回程度

(2) 個別接種

接種回数 : 市内各医療機関への調査により算出

1週間で1,400回程度、1か月で6,000回程度

◎集団接種、個別接種それぞれによる接種を合計すると、**1か月で13,300回程度**

※接種回数は医療機関への調査に基づき算出

⇒**計画する集団接種・個別接種の方法、目標接種率75%で算定すると、**

10月末で接種が終了

《根拠》

4月・5月の接種回数がワクチンの供給量の関係から伸び悩んだこと、及び目標接種率を75%に引き上げたこと、さらには12歳~15歳を接種対象者に加えたことから接種回数が増加したことにより、1ヶ月の最大接種数を13,300回とし、10月末の接種終了を目指す。

6. 接種スケジュール

(1) 接種券（クーポン券）の発送時期

項目	発送時期	
①医療従事者等	三重県が接種券付き予診票を作成し、配付	
②高齢者施設等の入所・居住者、 高齢者施設等の従事者	市が施設作成の入所・居住者のリストに基づき、接種券をまとめて施設に配付 市が施設作成の従事者のリストに基づき接種券付き予診票を作成して施設に配付（入所・居住者、従事者とも発送しない）	
③65歳以上の高齢者	75歳以上：市から令和3年4月23日に発送 65歳～74歳：市から5月21日に発送	
④基礎疾患がある人	基礎疾患がある人+55歳～64歳	6月18日
⑤高齢者に次ぐ優先接種を受ける者	高齢者に次ぐ優先接種を受ける者	—
⑤その他の人 について、次の予定で接種券を発送する。	45歳～54歳	7月上旬
	35歳～44歳	7月下旬
	16歳～34歳	8月中旬
	12歳～15歳	※

※12歳～15歳については、接種の時期・接種方法等を医師会・教育委員会等と別途協議を行う。

(2) 接種スケジュール（接種率75%を想定）

対象者	月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
①医療従事者等			→								
②高齢者施設等の入所・居住者、高齢者施設等の従事者			→								
③65歳以上の高齢者	【75歳以上】		☆	→							
	【65～74歳】			☆	→						
④基礎疾患がある人 ⑤高齢者に次ぐ優先接種を受ける者 ⑥その他の人	基礎疾患がある人 +55歳～64歳				☆	→					
	高齢者に次ぐ優先接種を受ける者				→						
	45歳～54歳					☆	→				
	35歳～44歳						☆	→			
	16歳～34歳							☆	→		
	12歳～15歳	医師会・教育委員会等と別途協議									

☆・・・接種券（クーポン券）発送時期

(3) 接種時のキャンセル対応

①医療従事者等・高齢者施設関係の場合

これについては、キャンセル者はそれほど多くはないと考えられることから、まず第1に、同じカテゴリの中でキャンセル者に代わる接種を受けるものを探す。それができない場合、接種業務に携わる市のPT職員や健康福祉部の職員の中から選定する。

②65歳以上の高齢者・基礎疾患がある人・その他の人の場合

これについては、キャンセル者が相当数出ることが予測されることから、キャンセル者に代わる接種を受けるものを、接種順位の下位のものから手上げ方式による登録制度を構築し、それにより接種する。

(4) 気象警報発令時等の対応

以下の考えは、市が「あいあい」で主催する集団接種の場合で、医療機関が主催する個別接種については、これを参考に各医療機関が判断する。

①暴風警報が発令された場合

これについては、原則としてワクチン接種を中止する。ただし、接種を受ける者がすでに会場にいる場合は、ワクチンを接種し、経過観察後帰宅の安全が確保できる場合は帰宅させる。なお、帰宅の安全が確保できない場合は、経過観察室を臨時の一時避難所にあてる等の対応を行う。

②大雨または洪水警報が発令された場合

基本的に接種は続けるが、状況を見て中止の判断をする場合がある。

③大規模地震が発生した場合

接種会場、及び会場までのアクセス道路、さらには市内全域の被害状況により接種を続けるかどうか判断する。

7. 相談体制

- ・厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

0120-761-770

- ・みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン

059-224-2825

- ・亀山市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

0595-98-5566

(4月12日開設)

8. 予約体制

(1) 集団接種

市総合保健福祉センター「あいあい」に市が設置する予約専用ダイヤル、市HPからのウェブ、または限定的に設置する窓口で予約受付

- ・ **新型コロナウイルスワクチン予約専用ダイヤル**
0120-946-301

(2) 個別接種

市総合保健福祉センター「あいあい」に市が設置する予約専用ダイヤル、市HPからのウェブ、または限定的に設置する窓口で予約受付